

記載要領等**別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（相続税）****《使用目的》**

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積等促進計画^(※)の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等として使用してください。

※ この明細書において、「農用地利用集積等促進計画」には、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画を含みます。

《提出期限》

この明細書は、「相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書」とともに特例農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内に提出してください。

《記載要領等》

- 1 「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- 2 「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された面積を記載してください。
- 3 「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。
- 4 「貸付特例適用農地等の明細」の「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄には、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された借受者の氏名及び住所を記載してください。
 なお、貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた者の氏名及び住所を同欄の〔〕内に記載してください。
- 5 「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「2」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、相続税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（）内に記載してください。
- 6 「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に基づき、上記「1」から「4」に準じて記載してください。
- 7 「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告^(※)された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

※ 基盤強化法等改正法の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告を含み

＜別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（相続税） 記載要領等＞

ます。

- 8 「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注） 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

- 9 「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。